

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		景観重要樹木の原状回復等の命令
根拠条例・規則名		景観法
条 項		第 3 2 条 第 1 項
所 管 部 課		都市局都市計画部都市計画課 (電話：048-829-1409)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		